

令和6年8月13日

各位

株式会社堂島取引所

**米穀指数市場における基準数値及び制限数値幅等について**

米穀指数市場における基準数値及び制限数値幅等について、下記のとおりお知らせいたします。

**記****1. 8月14日の基準数値及び制限数値幅等について**

8月14日の基準数値及び制限数値幅等について、「業務規程」および「市場管理細則（米穀指数市場）」の規定に則り、下表のとおりといたします。

| 限 月      | 基準数値 <sup>*1</sup>     | 制限数値幅 <sup>*1</sup> | 上限数値     | 下限数値     | 取引最終日      |
|----------|------------------------|---------------------|----------|----------|------------|
| 2025年2月限 | 17,200 円 <sup>*2</sup> | 340 円 <sup>*3</sup> | 17,540 円 | 16,860 円 | 2025年2月27日 |
| 2025年4月限 | 17,200 円 <sup>*2</sup> | 340 円 <sup>*3</sup> | 17,540 円 | 16,860 円 | 2025年4月28日 |
| 2025年6月限 | 17,200 円 <sup>*2</sup> | 340 円 <sup>*3</sup> | 17,540 円 | 16,860 円 | 2025年6月27日 |

\*1：「基準数値」は他商品の「基準値段」、「制限数値幅」は他商品の「制限値幅」に相当。

\*2：「業務規程」の規定に則り、2024年8月13日における各限月の帳入数値を設定。

\*3：「市場管理細則（米穀指数市場）」の規定に則り、各限月の帳入数値に、100分の2を乗じて得た値（当該値に1の位以下の値があるときは、当該1の位を四捨五入）を設定。

**2. 8月15日以降の基準数値及び制限数値幅等について**

「業務規程」・「市場管理細則（米穀指数市場）」の規定に則り、算定した値を設定いたします。

〔別紙〕「米穀指数市場の基準数値及び制限数値幅等に係る規定」参照

以上

**【本件に関するお問い合わせ先】**

株式会社堂島取引所 市場運営部 TEL: 06-6531-7932

## 「米穀指数市場の基準数値及び制限数値幅等に係る規定」

## ●「業務規程」(抜粋)

(数値幅の制限)

第36条の19 約定は、制限数値の範囲内で行うものとする。

2 前項の制限数値は、当該制限数値が適用される計算区域の直前の計算区域（以下単に「直前の計算区域」という。）における第46条の3第1項に規定する帳入数値を基準数値とし、当該基準数値の100分の15の範囲内で第3条第1項に規定する指数市場管理細則において定める制限数値幅を加減した数値とする。

3～4 （略）

5 当社は、前三項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、制限数値幅の算定の基準となる数値又は制限数値幅を定めることができる。

## ●「市場管理細則（米穀指数市場）」(抜粋)

## Ⅱ 数値幅の制限

業務規程第36条の19第2項及び第3項に規定する制限数値幅は、次の各項に定めるところによる。

## 1. 業務規程第36条の19第2項の制限数値幅

## (1) 通常の制限数値幅

各限月に係る通常の制限数値幅は、直前の計算区域の帳入数値（業務規程第46条の3第1項に規定する帳入数値をいう。以下同じ。）に、100分の2を乗じて得た値（当該値に1の位以下の値があるときは、当該1の位を四捨五入する。）とする。

## (2) 制限数値幅の拡大

イ 前号の規定にかかわらず、一の計算区域において、二番限から六番限までの各限月うち、その帳入数値が制限数値の下限又は上限に達したものが2以上あるときは、二番限から六番限までの各限月の帳入数値に100分の2.5を乗じて得た値（当該値に1の位以下の値があるときは、当該1の位を四捨五入する。）を翌計算区域における二番限から六番限までの各限月の制限数値幅として適用する。

ロ イの制限数値幅が適用されている計算区域において、二番限から六番限までの各限月うち、その帳入数値が制限数値の下限又は上限に達したものが2以上あるときは、二番限から六番限までの各限月の帳入数値に100分の3を乗じて得た値（当該値に1の位以下の値を有するときは、当該1の位を四捨五入する。）を翌計算区域における二番限から六番限までの各限月の制限数値幅として適用し、以降、一の計算区域において、二番限から六番限までの各限月うち、その帳入数値が制限数値の下限又は上限に達したものが2未満となるまで同様とする。

ハ ロの制限数値幅が適用されている計算区域において、二番限から六番限までの各限月うち、その帳入数値が制限数値の下限又は上限に達したものが2未満となった場合は、上記イの制限数値幅を翌計算区域における二番限から六番限までの各限月の制限数値幅として適用する。

ニ イの制限数値幅が適用されている計算区域において、二番限から六番限までの各限月のうち、その帳入数値が制限数値の下限又は上限に達したものが2未満となった場合は、(1)の制限数値幅を翌計算区域における二番限から六番限までの各限月の制限数値幅として適用する。

## 2. 業務規程第36条の19第3項の制限数値幅

前項の規定にかかわらず当月限取引最終日の属する月の前月1日以降の一番限の制限数値幅は、直前の計算区域の帳入数値に、100分の4を乗じて得た値（当該値に1の位以下の値があるときは、当該1の位を四捨五入する。）とする。

以上